

令和6年第9回海老名市選挙管理委員会会議録

1 開催日時 令和6年9月2日（月）午前9時30分から

2 場 所 海老名市役所 7階 706会議室

3 出席委員 委員長 永江次夫

委員 杉山秀雄 佐藤政夫 中島賢太郎

4 欠席委員 なし

5 事務局 篠原局長、煤賀係長、高橋書記、柳田書記

6 会議の案件

（1）議案第19号 選挙人名簿から抹消すること

（2）議案第20号 選挙人名簿に登録する者を定めること

（3）議案第21号 在外選挙人名簿から抹消すること

（4）議案第22号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること

7 会議の記録

【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が有効に成立している旨を告げる。

（午前9時19分 開会）

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

（事務局、日程を説明）

委員長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員長 議案第19号及び議案第20号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第19号 選挙人名簿から抹消すること】

事務局 抹消する者の数であるが、公職選挙法第28条第1号該当者は、死亡した者等で、110人である。その内訳は男60人、女50人である。

第2号該当者は、市内に住所を有しなくなってから4か月を経過した者で、503人である。その内訳は男276人、女227人である。

【議案第20号 選挙人名簿に登録する者を定めること】

事務局 今回、登録する者は、平成18年9月2日以前に出生した者で、海老名市に引き続き3か月以上住所を有する者のうち、新たに名簿に登録される方が対象である。

登録する者の数であるが、男1,400人、女1,293人である。決定後登録者数の合計は、男58,265人、女58,154人、合計116,419人となる。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第21号及び議案第22号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第21号 在外選挙人名簿から抹消すること】

事務局 今回抹消する者の数については、男1人である。

また、抹消する者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

【議案第22号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること】

事務局 今回登録する者の数については、女1人である。

また、登録する者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

前回の時点での在外選挙人名簿登録者数は、男50人、女74人、合計124人であった。

今回の男1人の抹消及び女1人の登録により、議決後の在外選挙人名簿の登録者数は、男49人、女75人、合計124人となる。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

議案審議を終了とする。事務局から定時登録における報告を願う。

【定時登録における報告】

事務局 それでは報告する。

報告1 地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

これは、条例の制定又は改廃の請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、2,329人となる。

報告2 地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

これは、議会の解散請求等をする際に必要な人数を定めたものであり、選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、38,807人となる。

報告3 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

これは、市町村の合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求等する際に必要な人数を定めるものであり、選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、19,404人となる。

【協議事項】

・令和6年第8回選挙管理委員会の会議録の確認について

→ 内容について修正なく、ホームページに公開することとした。